

(別紙1)

令和8年度 SNS 等を活用した優良産廃業者の魅力発信業務委託に関する仕様書

1 委託する業務名

令和8年度 SNS 等を活用した優良産廃業者の魅力発信業務委託

2 目的

産業廃棄物処理業界の人手不足が課題となる中、優良産業廃棄物処理業者の仕事内容や働く魅力、社会的役割等を SNS にて若年層に効果的に発信し、業界への関心を高めるとともに、就職先の選択肢の一つとして認知してもらうことを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) SNS 広告の企画・実施

優良産業廃棄物処理業者の仕事内容や仕事の魅力等を若年層に効果的に発信するため、SNS 等を活用したデジタル広告を企画・実施する。

ア 広告対象者

県内の高校生、大学生、専門学校生等の若年層及び就職活動を行う者を対象とする。

イ 広告媒体

Google や Instagram 等、若年層の利用割合が高い SNS を基本とする。

ただし、事業の目的及び広告対象者を踏まえ、その他のデジタル広告媒体を活用することがより効果的である場合は、企画提案書に記載し、提案すること。

ウ 広告配信期間

委託契約締結日から令和9年3月31日までのうち3か月程度とする。

エ 広告出稿エリア

大分県内とする。

オ 広告掲載料

広告媒体への出稿に係る費用は、900,000 円を上限とする。

なお、媒体ごとの広告費の配分については、事業の目的及びターゲットを踏まえ、最も効果的な方法を提案すること。

カ 広告の種類

(ア) Google デマンドジェネレーション (動画広告)

想定クリック回数：20, 000 回以上を目安とすること。

(イ) Instagram 広告 (動画広告)

想定クリック回数：3, 000 回以上を目安とすること。

キ 留意事項

実績報告については、広告の表示回数や閲覧回数・人数等について、可能な限り情報を収集・分析し、報告すること。

(2) Web サイトへの誘導

デジタル広告から、県が別途制作する Web サイト（県サブサイト）内の事業者紹介ページへ効果的に誘導すること。

広告のリンク先は、原則として大分県が作成するホームページとする。

5 成果物及び提出物

実績報告書を作成し、契約履行期間までに提出すること。実績報告書には、次に掲げる事項を含めること。

なお、データをDVD又はUSBメモリで納品する場合は、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

- (1) 各業務の具体的な実施内容及び結果
- (2) 広告媒体ごとの配信実績
- (3) 広告の表示回数、クリック数、クリック率等の実績
- (4) 広告を閲覧した者の属性等、取得可能な範囲での分析結果
- (5) 今後の情報発信に向けた課題及び改善提案
- (6) 委託者が運営する Instagram 等で利用可能な動画の電子データ一式
- (7) その他別途委託者が指示するもの

6 業務実施に当たる協議・報告等

- (1) 企画提案等の内容をもとに、受託者と委託者で協議・調整を行った後、双方合意のうえ、業務委託契約を締結するものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに契約期間中のスケジュールを作成し提出すること。
- (3) 広告の配信開始前に、広告内容、配信媒体、配信対象、配信期間等について委託者と協議し、承認を得ること。
- (4) 業務の進捗状況及び広告の配信状況について、必要に応じて委託者に報告すること。

7 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに

に、契約目的以外に使用してはならない。

- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡させてはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 その他

- (1) この仕様書は、事業の提案を行うにあたり最低限の必要事項を掲載しており、本仕様書に掲載していない事項についての提案を妨げるものではない。
- (2) 受託者は、本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (4) 本業務に係る印刷物その他著作権、及び業務において提出された写真、動画、並びに作成したイラスト、デザインデータ等の著作権及び所有権は、成果物の引き渡しが行われた際に、委託者に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議し、指示に従わなければならない。
- (6) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。